

## 湖西市女性の再就職支援事業業務委託仕様書

### 1. 業務名

令和6年度湖西市女性の再就職支援事業業務委託

### 2. 契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで

### 3. 事業目的

勤労意欲を持つ求職者を対象に、再就職に必要なノウハウ、知識、スキルの習得機会の提供により再就職に係る不安や悩みを解消し、再就職を支援することを目的とする。

### 4. 事業内容

#### (1) 女性向け再就職支援セミナー

事業の概要：再就職に必要なノウハウ、知識、スキルの提供及び子育てと仕事の両立に対する不安の解消など、結婚、出産、育児等で離職した女性の再就職支援を目的としたセミナーを開催する。

対 象 者：湖西市及び近隣市在住の女性求職者

開 催 方 法：対面及びオンラインのハイブリッド形式で開催し、開催日は市と協議のうえ決定すること。

開 催 回 数：全2回以上

セミナー例：求職活動の進め方、自己分析、キャリアプラン、マネープラン、法律の知識 等

#### (2) 在宅ワークスキルアップセミナー

事業の概要：在宅ワーカーとして働くにあたって必要な基礎的知識やスキルの習得機会を提供することで、育児や子育て等で働く場所や時間に制約がある女性の働く選択肢を増やすことを目的としたセミナーを開催する。

なお、在宅ワークは、注文者から委託を受け、情報機器等を活用して自宅等で成果物の作成及び役務の提供を行う就労を想定すること。

対 象 者：湖西市及び近隣市在住の女性求職者

開 催 方 法：原則、対面形式で開催し、開催日は市と協議のうえ決定すること。

開 催 回 数：全5回以上

セミナー例：在宅ワークの基礎知識、オンラインコミュニケーションツール（zoom、teams等）の使い方、オフィスソフト（word、excel等）の使い方 等

そ の 他：①受講する際に必要なパソコン等の情報通信機器は受託者が用意すること。

②参加者が希望する場合は、個別にキャリア相談や実践機会の提供等、必要な支援を実施すること。

#### (3) 求職者と企業のマッチング支援

事業の概要：就業を希望する求職者と企業のマッチングを図ること。

対 象 者：湖西市及び近隣市在住の求職者（※性別不問）

対 象 企 業：転居及び異動が伴わず、通勤可能な勤務先が提供できる企業

#### (4) 個別キャリア相談会

事業の概要：就業を希望又は就労中の女性に対し、キャリア形成に関する相談に対応するほか、就職に必要なスキルを身に着けるために必要なキャリアコンサルティングを実施する。

対 象 者：湖西市及び近隣市在住の女性求職者及び女性就労者

開 催 方 法：原則、対面形式とすること

開 催 回 数：2 コマ（50 分/コマ）×1 日以上

#### 5. 実績目標

「4. 事業内容」の実施による就職者 10 名以上

#### 6. 広報

(1) 各事業の参加者募集を目的に本事業を広く周知すること。

(2) 「4. 事業内容」中の(1)～(3)について事業毎にチラシ等の印刷物を作成すること。ただし、広報に係る印刷物のデザイン・印刷は受託者が負担すること。

#### 7. アンケート及び業務実施報告について

各事業の参加者に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目等は市と協議のうえ決定すること。

また、各事業終了日から起算して 14 日以内にアンケートの集計及び業務実施報告書を提出すること。

#### 8. 留意事項

##### (1) 成果の把握について

① 本事業完了までに、本事業参加者のうち就労が決定した人数を確認すること。

② 成果の把握は、参加申込受付時に連絡先を確認し、追跡調査を実施して行うこと。

③ 成果の記録、現状及び課題分析は業務報告書に記載すること。

##### (2) 対面開催の会場について

① 原則、公共施設で開催することとし、委託契約後に市と協議のうえ決定すること。

② 託児サービスを設けること。

##### (3) オンライン開催について

① オンラインでの配信がスムーズに行えるよう、受講者のサポートや進行の補佐を務めるスタッフを配置すること。

② オンライン開催のための機材・ツール等を手配すること。

##### (4) 関係書類について

① 本事業に関する書類を整備し、契約期間終了日の翌日から起算して 5 年間保存すること。

② 本事業終了後も、本市からの調査等に協力すること。

(5) 他機関との連携について

①必要に応じて、静岡県やハローワーク、近隣市町等の公的機関と連携すること。

(6) 雇用保険受給証について

①雇用保険受給証の発行に対応すること

9. 見積書について

見積書は「4. 事業内容」の項目ごとに予算額、積算内訳、積算根拠がわかるように作成すること。

10. 個人情報の取り扱いについて

受託者は本事業の遂行上知り得た個人情報については、湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例、湖西市情報セキュリティポリシー及び別紙「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に基づいて、適切に管理すること。

11. 著作権について

(1) 本業務の実施に伴う成果物の著作権については、湖西市に譲渡すること。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じること。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

12. その他

本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

以上